

ライドシェア及び安心・安全で快適なタクシー利用に関する意見書

タクシーは、市民等にとって安心・安全で快適・便利な交通機関として、日常生活や地域の経済活動を支える役割を担っている。今後はさらに、高齢者、移動に制約のある方、妊産婦や子どもなどへの対応並びにタクシーの特性を生かした防犯や防災等の取り組みを通じて地域社会に貢献し、社会ニーズに的確に対応することが期待されており、そのためには、安全機能を装備した次世代のタクシー車両の導入や若者・女性が活躍する職場への転換などさまざまな取り組みが求められている。

一方、政府は、本年7月に、ITの革新的発展を基盤とした遊休資産等の活用による新たな経済活動、いわゆるシェアリングエコノミーの発展に向け、民間団体等による自主的なルール整備を初めとした必要な措置の検討に資するため、シェアリングエコノミー検討会議を設置し検討を行っており、ライドシェアと言われる自家用自動車を用いて有償で運送を行うサービスについてもその議題となっている。

しかし、ライドシェアについては、さきの国会の審議において、道路運送法に抵触するタクシー類似行為（白タク行為）に該当するとの指摘とともに、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かず自家用自動車のドライバーのみが運送責任を負う形態であるため、安全の確保や利用者の保護等の観点から大きな問題がある旨の指摘がなされており、ライドシェアの容認に向けた規制緩和については極めて慎重な検討が必要とされている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 市民の安心・安全に極めて大きな懸念のあるライドシェアの検討については、極めて慎重に対応すること。
- 2 公共交通の役割を担っているタクシーが、より安心・安全で快適・便利な交通機関として利用することができるよう必要な諸施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣
(規制改革)

} 宛(各通)